

# 武雄市地域公共交通網形成計画策定支援業務委託仕様書

## 1 委託業務名

武雄市地域公共交通網形成計画策定支援業務

## 2 委託範囲

武雄市内全域

## 3 業務内容

### (1) 概況整理

#### ①関連計画等の整理

地域公共交通網形成計画を策定する上で反映すべき関連計画の内容を整理する。

#### ②基礎データの整理

地域公共交通網形成計画を策定するための基礎データとして活用するために、国勢調査等の各種統計調査などを活用しながら、人口・世帯の状況、行政・文化・観光・福祉等各種施設の立地状況や公共交通の利用状況等を整理する。

### (2) 現状分析・課題の整理

#### ①公共交通の現状整理

- ・市内で運行している鉄道・バス・乗合タクシー・タクシー等の公共交通路線について、その運行状況、乗降客数の推移等を整理する。
- ・バス路線については、本市から市域外へ運行している路線についても整理する。
- ・バス停上屋の設置状況や老朽化の状況、バス車両のバリアフリー化の状況等を整理する。

#### ②移動の実態や公共交通の利用実態の整理

市民の移動の状況や公共交通の利用実態、ニーズ及び既存サービスに対する利用者の評価を把握するための調査を実施する。

#### ③バス停ごとの利用実態の整理

バス停の維持更新及び環境向上を検討するため、バス停ごとの乗降者数の調査を実施する。

#### ④交通事業者の意向等の整理

市民と一番近い距離で接し、公共交通に関する課題を最も詳細に把握していると考えられる市内の公共交通事業者に対するヒアリング調査を実施する。

#### ⑤公共交通に関する課題の整理

上記までの現状整理の内容を受け、本市の公共交通に関する課題を以下の視点により整理する。

- ア 人口減少に対応した公共交通網の維持確保
- イ 商業施設、観光施設、医療機関、学校等各拠点を活かした新たな公共交通網の整備
- ウ 交通弱者対策
- エ 周辺地域との連携

- オ 新たな利用促進策
- カ 新たなテクノロジーの活用
- キ その他の視点

### (3) 計画の策定

上記の検討を踏まえて、以下のとおり本計画や関連資料等を取りまとめる。

#### 【主な記載事項】

- ①持続可能な地域公共交通網の形成に資する地域公共交通の活性化及び再生へ向けた基本的方針
  - ・本市が目指すべき将来像（西九州のハブ都市）を設定するとともに、その中で公共交通が果たすべき役割を明確化し、取組の方向性を検討する。
  - ・まちづくりや観光振興、高齢者福祉、子育て支援など様々な視点を含めた将来像を設定する。

#### ②計画の区域

市内全域

#### ③計画の目標

「①基本的な方針」に即した計画の定量的な目標を設定し、目標の年次や設定理由を提案する。

#### ④実施事業・実施主体

「③計画の目標」を達成するために実施すべき事業及びその実施主体・実施時期等を検討する。

#### ⑤計画の達成状況の評価手法の検討

PDCA サイクルに基づき本計画の進捗を評価するために実施する調査や評価時期、見直し時期等を提案する。

#### ⑥計画期間

令和2年度～令和6年度

#### ⑦その他

各主体の役割分担、PDCA サイクルによる計画の推進など、今後の計画を推進していく上で記載しておくべき事項等を整理・検討する。

### (4) パブリックコメントの実施支援

パブリックコメントの実施について、HP 掲載用の資料作成、寄せられた意見のとりまとめ、回答の作成に当たっての助言、計画への反映等を行う。

### (5) 会議の運営支援

#### ①武雄市地域公共交通会議の運営支援

- ・地域公共交通網形成計画の策定に向けて開催される「武雄市地域公共交通会議」について、会議用資料の作成、議事録の作成などの運営支援を行う。
- ・会場の確保に係る費用、委員報酬、会議用資料印刷費等は武雄市が負担する。

#### ②分科会（仮称）の運営支援

- ・「武雄市地域公共交通会議」に諮る内容に関し、事前に交通事業者等で協議するための「分科会（仮称）」について、会議用資料の作成、議事録の作成などの運営支援を行う。

#### 4 契約期間

契約締結日から令和2年3月31日まで

#### 5 成果品

- (1) 武雄市地域公共交通網形成計画（案）
- (2) 各種調査集計・分析結果及びその関係資料
- (3) 電子媒体（(1)（2）をワード又はエクセルで作成したもの）

#### 6 成果品の帰属

本業務における成果品は全て武雄市に帰属するものであり、武雄市の許可なく複写、複製又は第三物に提供してはならない。

#### 7 その他

- (1) 受託者は、業務実施責任者を選任すること。
- (2) 受託者は、業務上知り得た個人情報、その他秘密事項を他人に漏らし、又は、その他の目的に利用してはならない。業務終了後も同様とする。
- (3) この仕様書に定めのない事項及び仕様書について疑義が生じた場合は、別途協議するものとする。

#### 8 担当部署

武雄市企画部企画政策課地域交通対策室 担当：小柳

〒849-8639 佐賀県武雄市武雄町大字昭和12番地10

Tel：0954-23-9325 Fax：0954-23-3816（代表）